

土地収用法に基づく事業認定申請図書作成業務委託 仕様書

（業務目的）

第1条 本業務は、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部及び匝瑳消防署庁舎建替整備（以下「庁舎建替整備」という。）に伴う土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条に規定する認定を受けるために必要となる相談用資料の作成及び同法第18条に規定する事業認定申請書の作成を行うことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本仕様書は、匝瑳市横芝光町消防組合が委託する庁舎建替整備に伴う土地収用法に基づく事業認定申請図書作成業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

（業務概要）

第3条 本業務を実施するに当たって受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。

（仕様書及び規格基準）

第4条 本業務の実施に当たっては、契約書、本仕様書、土地収用法その他関係法令等に基づいて実施しなければならない。

（業務の指示及び監督）

第5条 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

（疑義事項）

第6条 受注者は、本業務の実施上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなくてはならない。

（成果品に対する責任の範囲）

第7条 受注者は、本業務完了後といえども、不備が発見された場合、速やかに内容の修正をしなければならない。

（成果品の管理及び帰属）

第8条 成果品の管理及び帰属は、全て発注者とする。受注者が成果品を発表することについては、一切これを認めない。

(貸与資料)

第9条 業務を進めるに当たっては、これまでの検討資料のうち必要なものについて、発注者から貸与する。

2 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。

3 貸与された資料は、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却すること。

(業務委託期間)

第10条 業務委託期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとし、これを遵守するものとする。なお、業務委託期間内であっても業務のうち完成したものは、成果品の提出を求める場合がある。

(業務内容)

第11条 本業務は、次の項目について作業を行うものとする。

(1) 業務場所

千葉県匝瑳市横須賀371番地1 外4筆(詳細、別紙のとおり)

(2) 業務内容

ア 現地踏査

イ 現地調査等

(ア) 法第4条地等管理台帳調査

(イ) 法第4条地等物件調査

(ウ) 土地面積の概数積算

(エ) 法第4条地面積等の積算

(オ) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

ウ 資料の収集及び作成

(ア) 計画内容に係るもの

(イ) 公益性に係るもの

(ウ) 現況写真及び当該工事進捗状況に係るもの

(エ) その他の資料の収集及び作成

エ 調書等の作成

- (ア) 事業認定申請書（案）
- (イ) 事業計画書
- (ウ) 関連事業に関する協議書（案）
- (エ) 法第4条土地調査
- (オ) 法第4条地等の管理者への意見照会書（案）
- (カ) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）等
- (キ) その他必要な書面等

オ 添付図面の作成

- (ア) 起業地表示図
- (イ) 法第4条地表示図
- (ウ) 関連事業表示図
- (エ) 法第4条管理者意見照会添付図
- (オ) 起業地計画図等
- (カ) 法令制限地表示図
- (キ) 許認可等土地表示図
- (ク) 参考資料として必要な図面
- (ケ) その他必要と認められる図面

カ 自然環境調査

- (1) 現地調査（植物相、動物相）
- (2) 種同定、データ整理（植物相、動物相）

キ 打合せ協議

（成果品）

第12条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ・ 事業認定申請図書 3部
- ・ 打合せ記録簿 1部
- ・ 上記資料の電子媒体によるデータ 1部

なお、電子媒体のデータ形式については、発注者と協議の上、指示に従うものとする。